

行田都市計画下水道の変更（案） （行田市決定）について

令和６年度 第１回

行田市下水道事業運営審議会

行田市 都市整備部 下水道課

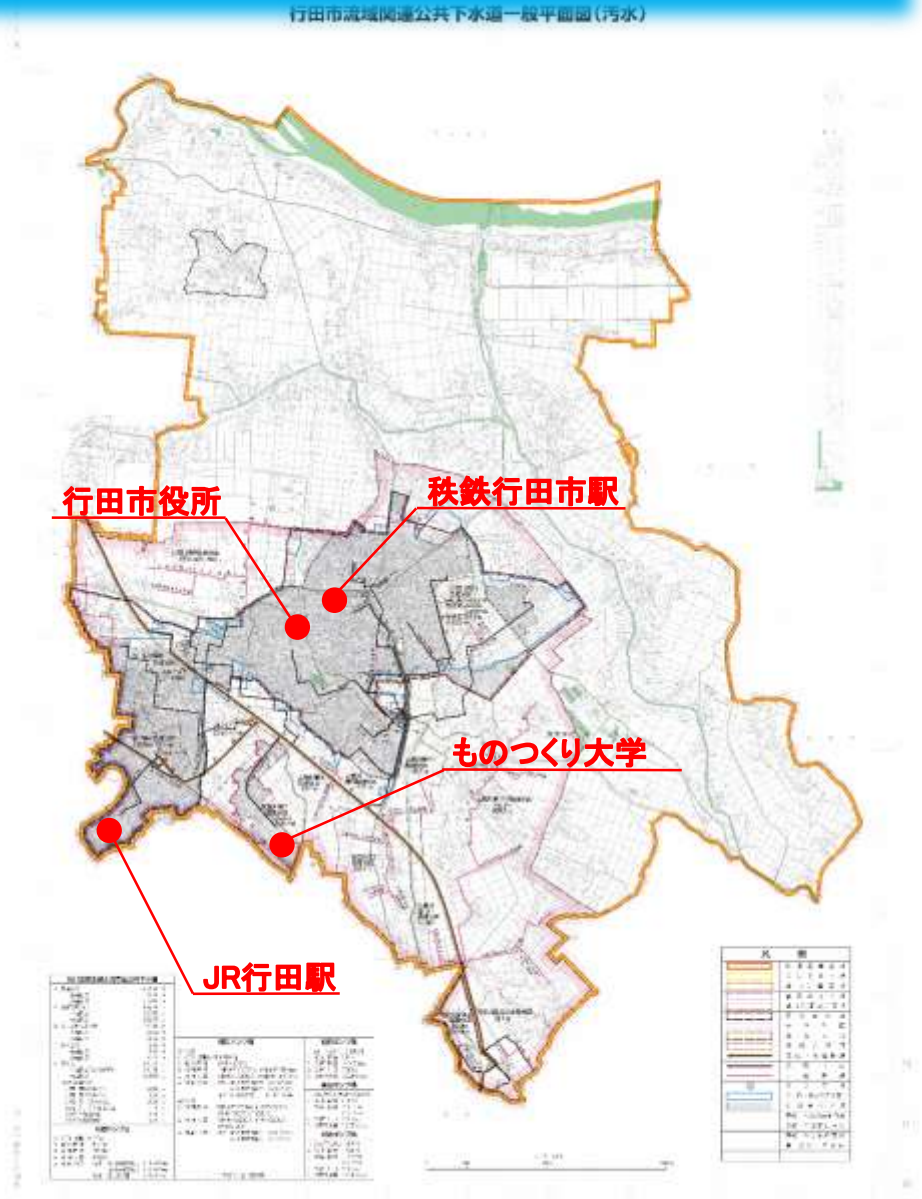
行田市下水道計画の概要

項目		汚 水	
		全体計画	事業計画
計画目標年次		令和 6 年度	令和 6 年度
計画面積		2,855.00ha	1,126.20ha
下水道計画人口		66,500人	49,500人
計画 汚水量	日平均	31,800m ³ /日	25,160m ³ /日
	日最大	37,700m ³ /日	29,610m ³ /日
	時間最大	57,600m ³ /日	46,580m ³ /日
ポンプ場		6ヶ所(7施設)	5ヶ所(6施設)

出典：荒川左岸北部流域関連行田公共下水道事業計画（変更）協議申出書

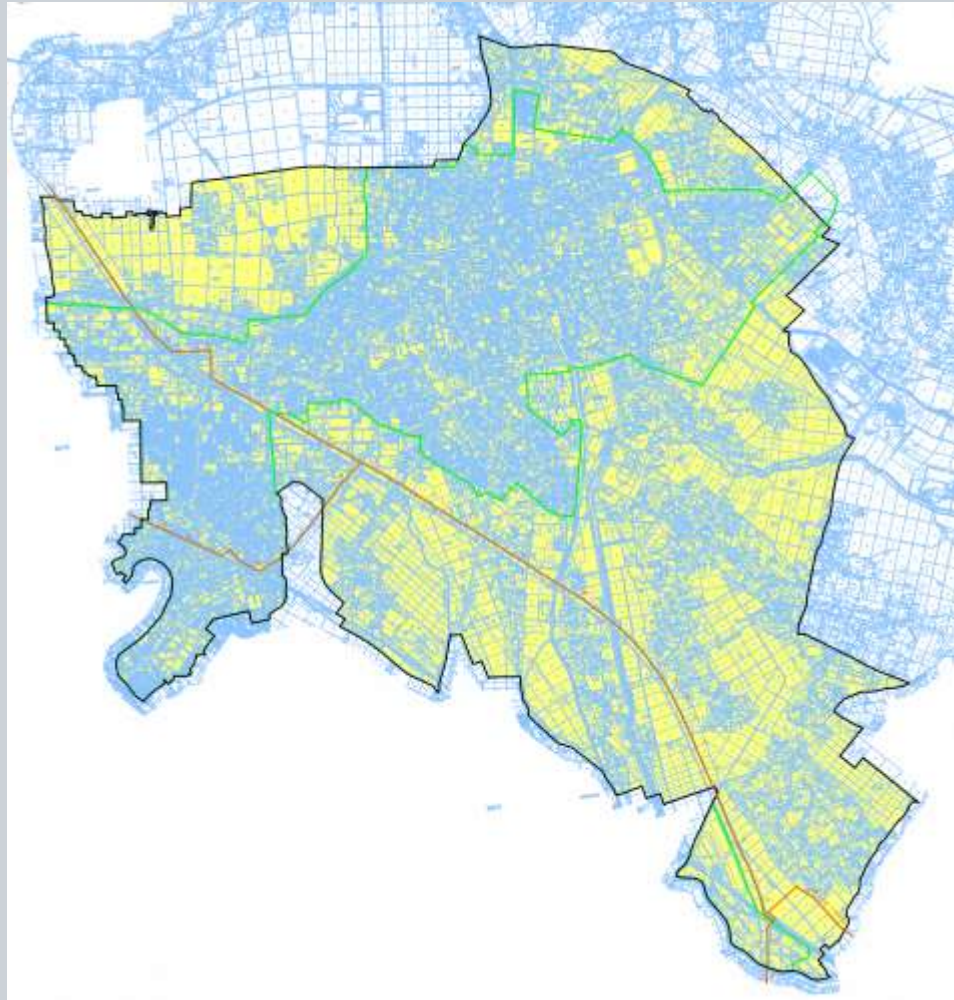
荒川左岸北流域関連行田公共下水道事業全体計画説明書

※分流区域内の雨水計画は、雨水排除の機能を高めるため
排水機場等の整備を道路治水課が行っております。

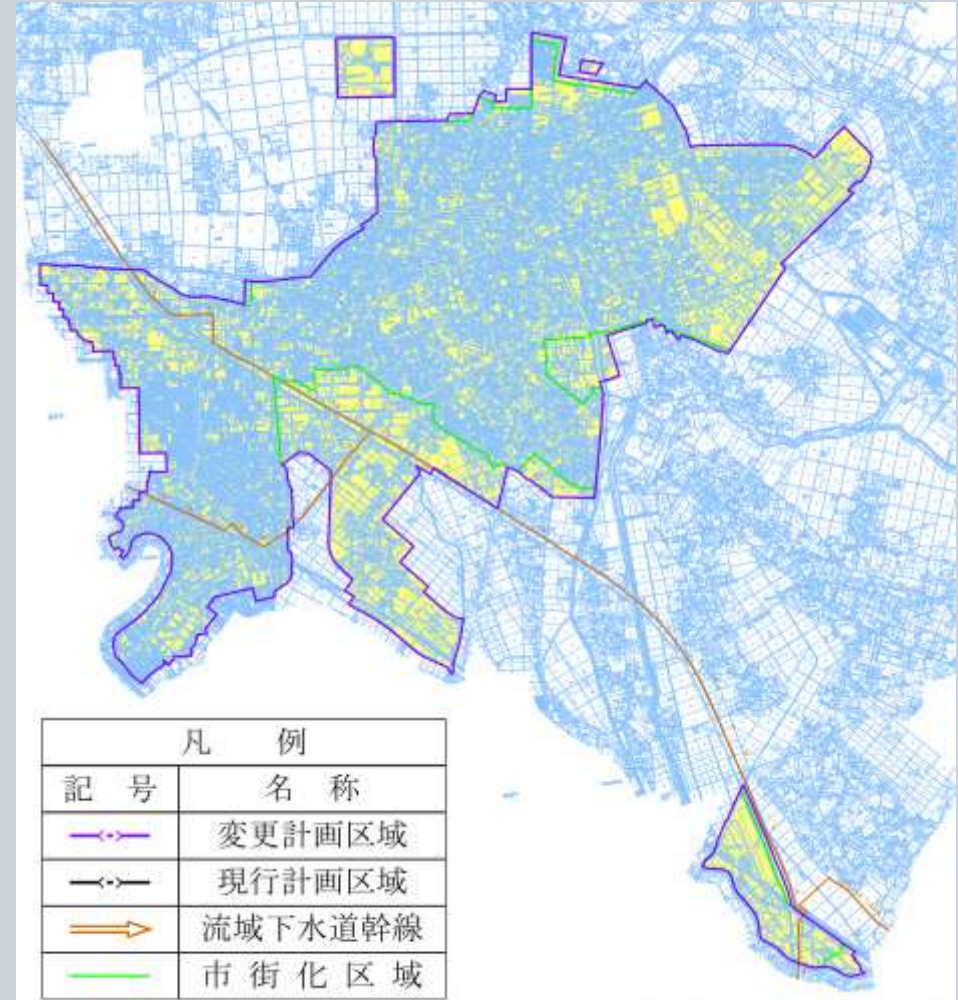


行田公共下水道事業全体計画の変更

現行計画（2,855.0ha）



変更計画（1,348.2ha）



都市計画決定変更の必要性

下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり（都計法第4条第5項、第11条第1項第3号）市街化区域については、都市施設として少なくとも下水道を定めるものとされている（都計法第13条第1項第11号）。

下水道の都市計画決定については、都市施設（処理場、管渠、ポンプ場等）の種類、名称、位置、区域を定める他、排水区域を定めるよう努めることとされている（都計法第11条第2項、都計法施行令第6条）。

今回、全体計画区域の変更に伴い、若小玉地区の工業団地が市街化区域に編入されたため、新たに下水道の排水区域の拡大とともに、市街化調整区域の下水道の排水区域から削除するため、都市計画の変更を行う。

行田市公共下水道全体計画と整合を図り、効率的な汚水処理事業の実施のために都市計画排水区域の一部を変更して、汚水1,222.4haとするもの。

雨水計画の変更はございません。

行田都市計画下水道の経緯

(都市計画決定日)

昭和25年 7月10日	都市計画面積 58ha	“合流式下水道”で当初決定
昭和31年12月22日	都市計画面積105haへ変更	(向地区)
昭和35年11月 4日	都市計画面積206haへ変更	(忍地区)
昭和46年11月12日	都市計画面積491haへ変更	(谷郷、長野、佐間地区)
昭和58年12月22日	“ <u>分流式下水道</u> ”へ	
	汚水：都市計画面積1,006haへ変更	
	雨水：都市計画面積500haへ変更	
平成10年 1月14日	汚水：1,151haへ変更、	雨水：645haへ変更
平成11年 3月12日	汚水：1,210haへ変更、	雨水：1,210haへ変更
(本来の面積	汚水：1,277ha、	雨水：1,277ha)

若小玉地区（約7.8ha）の追加



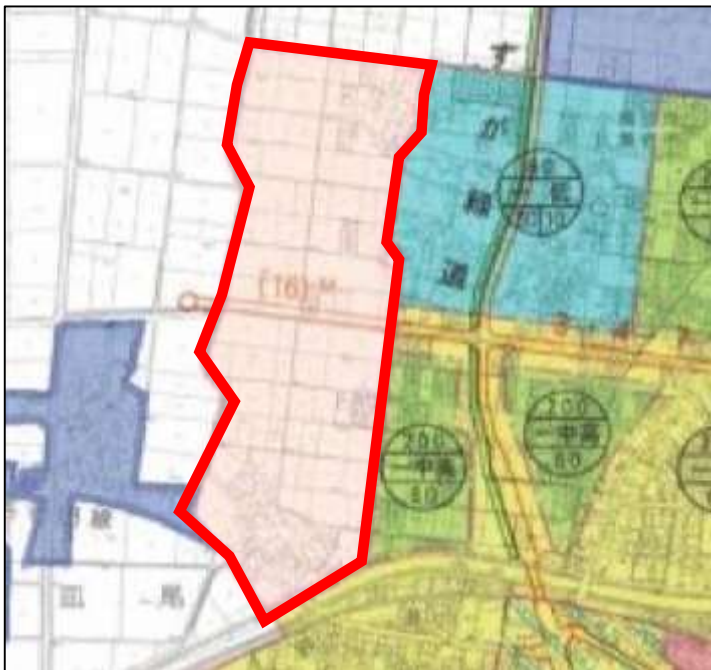
令和元年11月 8日（県告示第644号）

市街化区域へ編入

令和元年11月 8日（行田市告示第157号）

用途地域の変更（工業地域）

谷郷地区（約18ha）、東台地区（約44.4ha）の削除



昭和45年 8月25日（県告示第1001号）

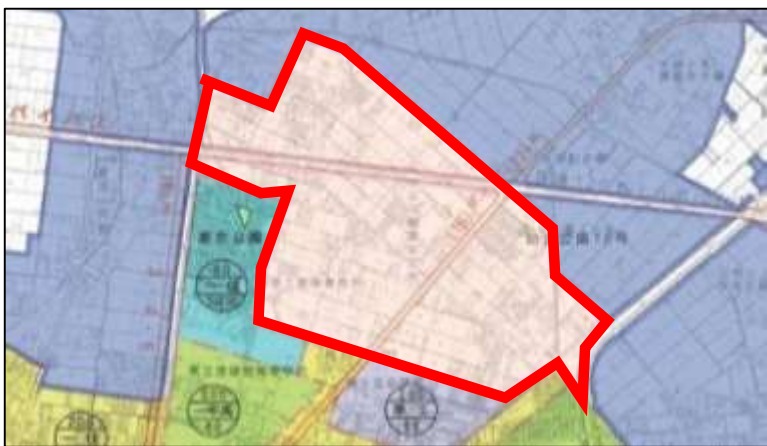
当初線引きにより市街化区域となる

昭和60年11月15日＜昭和60年 線引きの見直し＞

（県告示第1783号）

暫定逆線引きによる**暫定市街化調整区域**へ編入

＜平成15年 暫定逆線引き制度の廃止＞



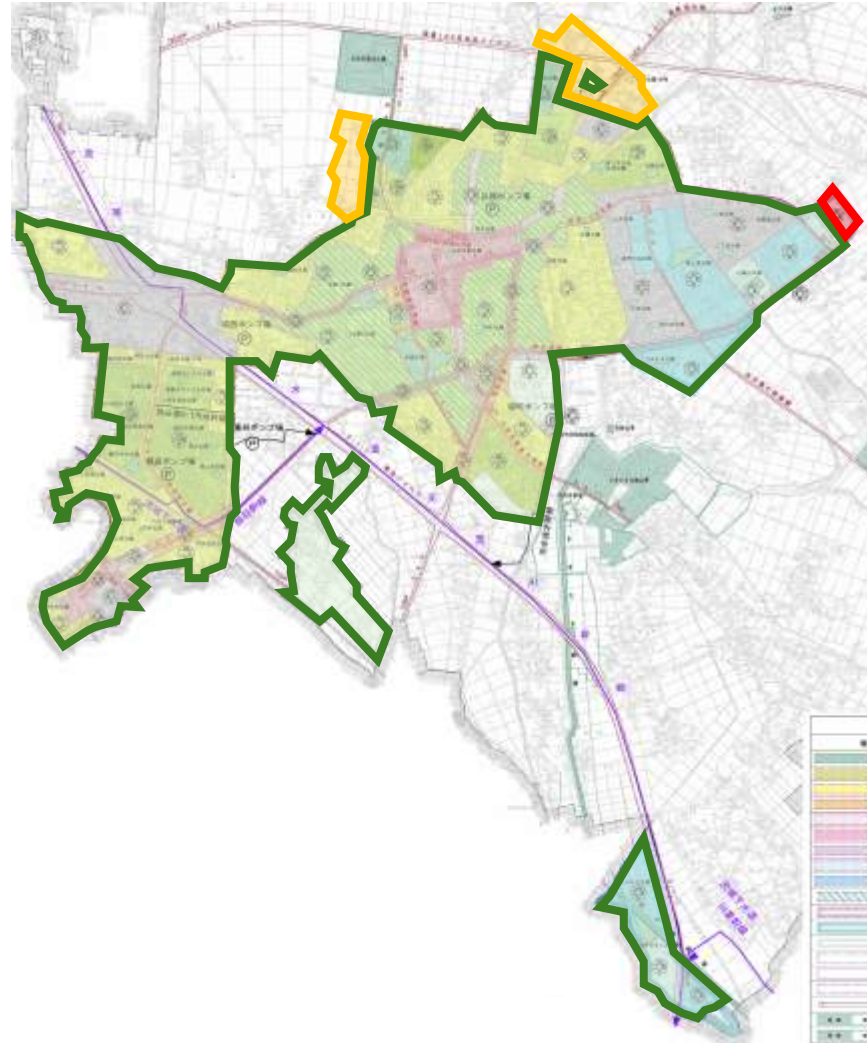
平成21年1月27日（県告示第124号）

地権者の合意形成を踏まえようと

地域の廃止（無指定）

都市計画決定区域（変更後）

変更後
約1,222.4ha

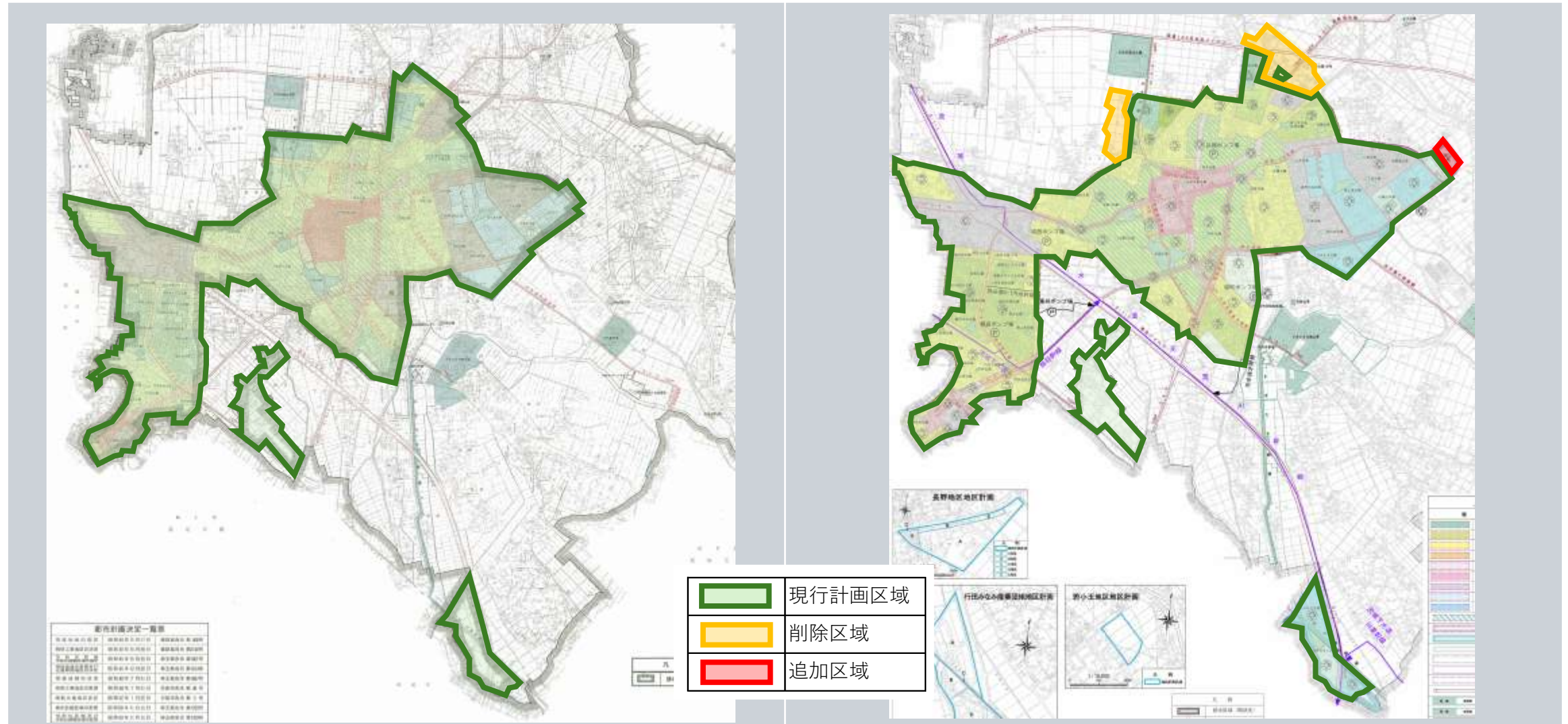


	現行計画区域
	削除区域
	追加区域

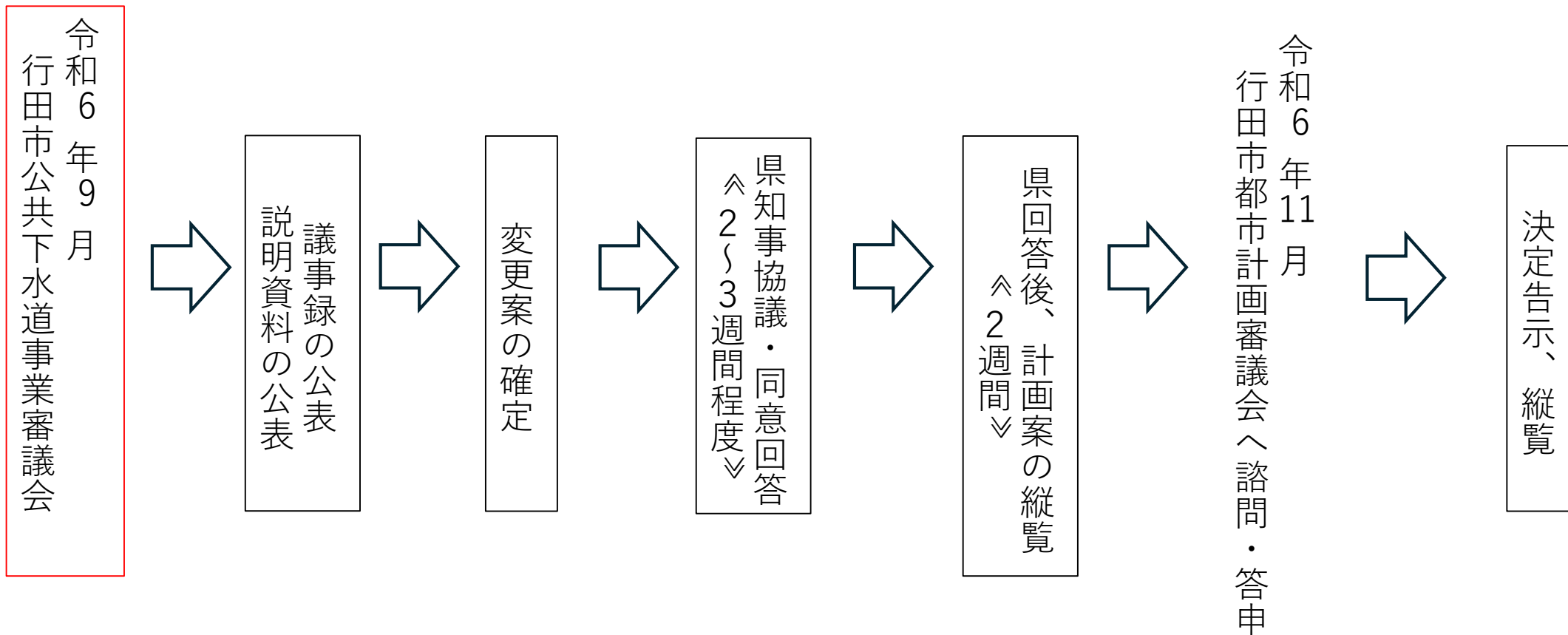
都市計画決定区域の変更

変更前 (1,210.0ha)

変更後 (1,222.4ha)



今後のスケジュール



行田都市計画下水道の変更（行田市決定）

（案）

行田都市計画下水道の変更（行田市決定）

都市計画行田公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 行田公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）汚水面積 約 1,222ha（うち、合流区域 505ha）

雨水面積 約 1,210ha（うち、合流区域 505ha）

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
汚水送水幹線	行田市大字下忍字東谷	行田市緑町	
熊谷第 5-1 汚水幹線	行田市大字持田字東谷	行田市持田三丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
緑町ポンプ場	行田市緑町 14 番 30 号地内	約 9,280 m ²
谷郷ポンプ場	行田市栄町 144 番地地内	約 5,410 m ²
棚田ポンプ場	行田市棚田町二丁目地内	約 510 m ²
東谷ポンプ場	行田市大字持田字東谷地内	約 2,080 m ²
城西ポンプ場	行田市城西五丁目地内	約 820 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市の公共下水道事業は、昭和 25 年度に都市計画を定め、現在まで数次にわたる事業区域の拡大をし、地域住民の生活環境の改善と河川等の公共用水域の水質保全等に寄与してきた。

今回、市街化区域の編入に伴い、汚水面積について排水区域約 1,222ha に変更を行うものである。